

独立行政法人国立病院機構旭川医療センターにおける「売店・レストラン
・自動販売機」の設置・運営者の公募型企画競争公告

新外来管理診療棟の完成に伴う、令和2年10月1日（予定）からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための「売店・レストラン・自動販売機」の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募しますので、希望する者は次のとおり、企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和2年2月26日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構
旭川医療センター 院長

1 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構旭川医療センターにおける「売店・レストラン・自動販売機」の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店・レストラン・自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和2年10月1日（予定） ～ 令和7年9月30日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

ただし、特別な事情等により、貸付（運営）期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であって、病院長がこれを認める場合は、次期契約期間を1年間として再契約し、以降この方法により取り扱う。

2 参加資格、選定事項

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

- ① 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。（（３）の再認定を受けた者を除く。）
- ④ 独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 法人を設立して５年以上経過しており、病院内の売店事業について、各々良好な運営実績が３年以上あること。
- ⑥ 法人の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑦ 不正及び不誠実な行ないないこと。
- ⑧ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。

（２）企画書及び見積書を特定するための選定項目

- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 業務の実施体制
運営組織、人員配置計画、及び教育体制
- ③ 売店・レストラン・自動販売機の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、当該運営・サービス内容等に対する取組意欲
- ④ 運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤ 賃貸料・手数料の見積もりの妥当性

３ 手続・提出書類の提出等

（１）提出書類の提出場所、募集要項等の交付場所及び問い合わせ先

〒070-8644 北海道旭川市花咲町 7 丁目 4048 番地
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 企画課長 佐藤
電話 0166-51-3161

（２）募集要項等の交付日時

公告日から令和２年３月１８日（水）まで、９時００分から１７時００分の間交付する。（土・日・祝を除く）

（３）参加希望者の応募登録の期限

令和２年３月１８日（水）１７時００分

（４）企画書及び見積書の提出期限

令和２年３月２３日（月）１７時００分

（５）質疑の受付

募集要項等に関する質疑は、令和２年３月１８日（木）１７時００分まで受け付け、回答は３月１９日（木）までに随時行う。

- (6) 企画書内容のプレゼンテーションの実施
令和2年3月25日(水) 予定【時間は参加者に別途連絡する】
旭川医療センター 会議室
1社当たりプレゼン30分以内、質疑10分以内の計40分以内程度を予定している
- (7) 見積書の開封日時及び場所
令和2年3月26日(木) 11時00分
旭川医療センター 会議室
- (8) その他
提出書類は返却しない。

4 その他必要な事項

- (1) 応募及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金等
免除
- (3) 参加者に要求される事項
この公募に参加を希望する者は、本公告に示した業務を履行できることを証明する書類として、募集要項に定める提出書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 参加の無効
本公告に示した応募参加資格の無い者及び応募参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した書類は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (6) 契約相手方の決定方法
契約細則第21条の規定に基づいて作成した予定価格を上回り、有効な見積もりを行った参加者の中から、企画書等について募集要項で定める総合評価をもって交渉権者を決定する。その者が複数の場合は、総合評価をもって得られた値が最も高い参加者を第一交渉権者とする。ただし、その交渉が不調となり契約に至らなかった場合、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は、募集要項による。